

# 泉佐野市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

## 第1 目的

障害者が就労によって経済的な基盤を確立し、自立した生活を送るためには、障害者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等（以下「障害者就労施設等」という。）の仕事を確保し、その経営基盤を強化することが重要である。このため、本市においては、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達にあたって、優先的に障害者就労施設等から調達するよう努めることが求められている。本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

## 第2 調達方針

### 1 調達する物品等

本市が契約によって調達する物品等のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

### 2 対象となる障害者就労施設等

本方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とする。なお、本市に所在の障害者就労施設等からの調達を優先するものとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく事業所等
  - ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
  - イ 地域活動支援センター
  - ウ 生活介護事業所
  - エ 就労移行支援事業所
  - オ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
  - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
  - イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※） 重度障害者多数雇用事業所の要件

  - ① 障害者の雇用者数が5人以上
  - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
  - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

#### (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

- ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
- イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

### 3 共同受注窓口の活用

共同受注窓口は、受注内容に応じて複数の障害福祉サービス事業を行う施設に受注業務をあっせん・仲介する窓口である。なお、共同受注窓口を活用するなど、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達になっている場合には、障害者就労施設等からの物品等の調達に準ずるものとする。

### 4 物品等の調達目標

本市は、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の計画的な調達の推進と、調達実績額が前年度実績を上回るよう努めるものとする。

### 5 物品等の調達の推進方法

本市は、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取り組みを行う。

- (1) 障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報発信を行う。
- (2) 毎年度、各部局の障害者就労施設等からの調達実績と今後の予定を調査し、その中で顕在化した本市の物品等の調達予定に関する情報を障害者就労施設等に提供する。
- (3) 物品等の調達にあたっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点について配慮し、障害者就労施設等の受注機会の推進に努める。
  - ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討する。
  - イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮する。
  - ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、履行期間及び発注量を考慮する。
  - エ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分に説明する。
- (4) 障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。

### 第3 調達実績の公表

本市は、毎会計年度終了後に、遅滞なくこの方針に基づく調達実績を取りまとめ、市ホームページ等により公表するものとする。

#### 第4 担当課

本方針の担当窓口は、健康福祉部地域共生推進課とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この方針は、平成 26 年 3 月 10 日から施行する。

(経過措置)

2 第3に規定する調達実績について、平成 25 年度における当該実績は、平成 25 年 4 月 1 日以降の契約をすべて含むものとする。

#### 附 則

(施行期日)

この方針は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。